

## 随意契約理由書

件名	長田消防署大橋出張所エレベーター保守点検	
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本件は上記業者が製造し、長田消防署大橋出張所内に設置されているエレベーターの保守点検業務であり、3ヶ月に1回技術者を派遣し、機器・装置について点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行うものである。また、遠隔監視装置を用い、エレベータを構成する機器及び運転状態を常時監視するとともに自動点検運転を行い、そのデータを収集し点検項目で変調状態が確認された場合は、必要に応じて技術者を派遣し確認、是正作業を行う。</p> <p>当該エレベーターは、市民来庁用として24時間通年で稼働させているため、故障が発生した場合はすぐに復旧させる必要があるが、製造業者以外では部品の互換性がなく調達が不可能であり、また製造メーカーの専門的知識及び技術がないと困難である。</p> <p>よって当該エレベーターの製造業者である上記業者と随意契約を締結するもの。</p>		
担当部署 (問合せ先)	消防局長田消防署総務査察課総務係	(電話番号 078-578-0119)